

令和元年第1回臨時会

# 鳴沢村議会会議録

令和元年5月13日 開会

令和元年5月13日 閉会

鳴沢村議会



## 令和元年第1回鳴沢村議会臨時会会議録

令和元年5月13日、鳴沢村議会臨時会は鳴沢村役場に招集された。

### 1、応招議員

1番 三浦 雄一郎	2番 渡辺 正人
3番 渡辺 宗司	4番 土屋 文明
5番 渡辺 次男	6番 三浦 直樹
7番 小林 清一	8番 渡邊 明雄
9番 佐藤 博水	10番 小林 昭一

### 2、不応招議員

なし。

### 3、出席議員

応招議員に同じ。

### 4、欠席議員

なし。

### 5、地方自治法第121条の規定により、会議事件説明のため出席した者の職氏名

村長 小林 優 副村長 渡邊昭訓  
教育長 渡邊伸一 総務課長 渡邊安司  
税務課長 渡辺英博 企画課長 三浦寿得  
福祉保健課長 小林昭博 住民課長 小林昌信  
振興課長 木暮富人 教育課長 渡邊 積  
会計管理者 佐藤政中

### 6、本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長 梶原 充  
議会事務局長書記 渡辺和彦

### 7、会議事件

選挙第1 号鳴沢村議会議長選挙の件  
選挙第2 号鳴沢村議会副議長選挙の件

- 選任第1 号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件  
選任第2 号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件  
選挙第3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件  
選挙第4 号河口湖南中学校組合議会議員選挙の件  
選挙第5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件  
選挙第6 号青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の件  
選挙第7 号青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の件  
選挙第8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件  
承認第1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件  
同意第2 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件

## 8、本日の議事日程

(臨時議長)

- 日程第1 仮議席の指定  
日程第2 選挙第1 号鳴沢村議会議長選挙の件  
(新議長)  
日程第1 議席の指定  
日程第2 会議録署名議員の指名  
日程第3 会期の決定  
日程第4 選挙第2 号鳴沢村議会副議長選挙の件  
日程第5 選任第1 号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件  
日程第6 選任第2 号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件  
日程第7 選挙第3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件  
日程第8 選挙第4 号河口湖南中学校組合議会議員選挙の件  
日程第9 選挙第5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件

- 日程第10 選挙第6 号青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の  
件
- 日程第11 選挙第7 号青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の  
件
- 日程第12 選挙第8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議  
員選挙の件
- 日程第13 承認第1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を  
定める専決処分につき承認を求める件
- 日程第14 同意第2 号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める  
件
- 追加日程第1 委員会の閉会中の継続調査の件

開会 午後4時34分

**議会事務局長（梶原 充君）** 本日の臨時会にお集まりいただき、まことにありがとうございます。

議会事務局長の梶原 充と申します。よろしくお願ひいたします。

本臨時会は、一般選挙後、初めての議会であります。議長が選挙されるまでの間は、地方自治法第107条の規定により、出席議員の中で年長の議員が臨時に議長の職務を行うことになっております。

ただいまの出席議員中、佐藤博水議員が最年長でありますので、佐藤博水議員に臨時議長をお願いいたします。

佐藤博水議員、議長席に登壇をお願いいたします。

**臨時議長（佐藤博水君）** ただいま紹介されました佐藤博水です。

地方自治法第107条の規定により、臨時に議長の職務を行います。どうぞよろしくお願ひいたします。

ただいまから、令和元年第1回鳴沢村議会臨時会を開会します。出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。

---

### ◎日程第1 仮議席の指定

**臨時議長（佐藤博水君）** 日程第1、仮議席の指定を行います。

仮議席は、ただいま着席の議席といたします。

---

### ◎日程第2 選挙第1号鳴沢村議会議長選挙の件

**臨時議長（佐藤博水君）** 日程第2、選挙第1号鳴沢村議会議長選

挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**臨時議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、臨時議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**臨時議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、臨時議長が指名することに決定しました。

鳴沢村議会議長に小林昭一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました小林昭一君を鳴沢村議会議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**臨時議長(佐藤博水君)** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小林昭一君が鳴沢村議会議長に当選されました。

ただいま議長に当選されました小林昭一君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、小林昭一君の議長就任の挨拶について、その発言を許可いたします。小林昭一君。

**新議長(小林昭一君)** ただいま議長にご指名いただきました小林昭一でございます。

議長就任に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

皆様のご推挙によりまして、伝統ある鳴沢村議会議長に選任されました。もとより微力ではございますが、皆様方におかれましては、今まで以上にご指導、ご協力をお願いしたいと思っております。

新たな意欲と抱負のもとに、円滑なる議会の運営と村政進展のため全力を尽くす所存でございます。何とぞ今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますよう心からお願い申し上げます。

簡単ではありますが、就任の挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。

**臨時議長（佐藤博水君）** 以上で臨時議長の職務は全て終了いたしました。

小林昭一議長、議長席にお着き願います。

議長交代のため、ここで暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 3 9 分

再開 午後 4 時 4 0 分

**議長（小林昭一君）** 出席議員が定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を再開いたします。

ここで、報告事項を申し上げます。

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、本日の会議に村長及び教育長に対し説明員の出席要求を行いましたので、あらかじめご了承ください。

次に、本日の議事日程は、あらかじめお手元に配布したとおりであります。

これより日程に入ります。



---

### ◎日程第1 議席の指定

議長（小林昭一君） 日程第1、議席の指定を行います。

議席は、会議規則第3条第2項の規定により、お手元に配布しました議席表のとおり指定します。

ここで、議席移動のため、暫時休憩いたします。

ただいま指定した議席へ移動をお願いいたします。

休憩 午後4時41分

再開 午後4時42分

議長（小林昭一君） 会議を再開いたします。

---

### ◎日程第2 会議録署名議員の指名

議長（小林昭一君） 日程第2、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第123条の規定により、三浦雄一郎君、渡辺正人君を指名いたします。

---

### ◎日程第3 会期の決定

議長（小林昭一君） 日程第3、会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、本臨時会の会期は、本日1日間と決定しました。

---

#### ◎日程第4 選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件

議長（小林昭一君） 日程第4、選挙第2号鳴沢村議会副議長選挙の件を議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、指名推選にしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢村議会副議長に小林清一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名しました小林清一君を鳴沢村議会副議長の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（小林昭一君） 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました小林清一君が鳴沢村議会副議長に当選されました。

ただいま副議長に当選されました小林清一君が議場におられますので、会議規則第30条第2項の規定により、当選の告知をいたします。

ここで、小林清一君の副議長就任の挨拶について、その発言を許可します。小林清一君。

**新副議長（小林清一君）** ただいま議長推選により副議長に当選しました小林清一です。よろしくお願ひいたします。

今、鳴沢村でも人口減少対策として地方創生等が求められております。皆さんと議論を深めて、鳴沢村発展のために頑張っていくしますので、これからもよろしくお願ひいたします。

---

**◎日程第5 選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件**  
**議長（小林昭一君）** 日程第5、選任第1号鳴沢村議会常任委員会委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

常任委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規定により、議長においてそれぞれ指名したいと思ひます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

総務教育厚生常任委員に、三浦雄一郎君、渡辺正人君、小林清一君、佐藤博水君、小林昭一を、建設産業経済常任委員に、三浦雄一郎君、渡辺正人君、土屋文明君、三浦直樹君、渡邊明雄君を、広報常任委員に、渡辺宗司君、土屋文明君、渡辺次男君、三浦直樹君、小林清一君を、予算決算常任委員に、議員全員を指名し、各常任委員会委員に選任することに決定しました。

---

**◎日程第6 選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件**  
**議長（小林昭一君）** 日程第6、選任第2号鳴沢村議会運営委員会委員選任の件を議題といたします。

お諮りいたします。

議会運営委員の選任については、委員会条例第7条第2項の規

定により、議長において指名したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

議会運営委員に、三浦雄一郎君、渡辺正人君、土屋文明君、渡邊明雄君、佐藤博水君を指名し、議会運営委員会委員に選任することに決定しました。

---

◎日程第 7 選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件

◎日程第 8 選挙第 4 号河口湖南中学校組合議会議員選挙の件

◎日程第 9 選挙第 5 号富士五湖広域行政事務組合議会議員選挙の件

◎日程第 10 選挙第 6 号青木が原ごみ処理組合議会議員選挙の件

◎日程第 11 選挙第 7 号青木ヶ原衛生センター議会議員選挙の件

◎日程第 12 選挙第 8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件

**議長（小林昭一君）** 日程第 7、選挙第 3 号鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員選挙の件から日程第 12、選挙第 8 号山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員選挙の件までの 6 件の選挙を一括して議題といたします。

お諮りいたします。

選挙の方法については、地方自治法第 118 条第 2 項の規定により、指名推選にしたいと思います。これにご異議ありません

か。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、選挙の方法は指名推選で行うことに決定しました。

お諮りいたします。

指名の方法については、議長が指名することにしたいと思いません。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、議長が指名することに決定しました。

鳴沢・富士河口湖恩賜県有財産保護組合議会議員に、渡辺正人君、渡辺宗司君、渡邊明雄君、佐藤博水君を、河口湖南中学校組合議会議員に、渡辺正人君、渡辺宗司君、渡邊明雄君、佐藤博水君を、富士五湖広域行政事務組合議会議員に、三浦雄一郎君、三浦直樹君を、青木が原ごみ処理組合議会議員に、三浦雄一郎君、渡辺次男君、小林昭一を、青木ヶ原衛生センター議会議員に、土屋文明君、渡辺次男君、三浦直樹君を、山梨県後期高齢者医療広域連合議会議員に、小林清一君を指名いたします。

お諮りいたします。

ただいま指名した諸君をそれぞれの一部事務組合議会議員選挙の当選人と定めることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、ただいま指名しました諸君がそれぞれの一部事務組合議会議員に当選されました。

ただいま各一部事務組合議会議員に当選された諸君が議場におられますので、会議規則第30条第2項による当選の告知をいたします。

それではここで、選任された各常任委員会委員及び議会運営委員会委員は委員会を開催し、正副委員長の互選をお願いいたします。

各委員会の正副委員長が決定次第、会議を再開します。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午後 4 時 5 0 分

再開 午後 4 時 5 2 分

**議長（小林昭一君）** 会議を再開いたします。

ここで、休憩中に各委員会で正副委員長の互選が行われましたので、就任された正副委員長をご紹介します。

議会運営委員会委員長、渡邊明雄君、副委員長、佐藤博水君、総務教育厚生常任委員会委員長、三浦雄一郎君、副委員長、渡辺正人君、建設産業経済常任委員会委員長、渡辺正人君、副委員長、三浦雄一郎君、広報常任委員会委員長、土屋文明君、副委員長、小林清一君、予算決算常任委員会委員長、佐藤博水君、副委員長、渡辺宗司君。

以上の諸君がそれぞれの委員会の正副委員長に就任されました。

---

### ◎村長挨拶

**議長（小林昭一君）** ここで、村長より発言を求められておりますので、これを許可します。鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 本日はご苦労さまです。

令和元年第 1 回鳴沢村議会臨時会をお願いいたしましたところ、議員全員のご参集をいただき、まことにありがとうございます。

議員の皆様におかれましては、このたびの統一地方選挙におい

て村民の皆様への厚い信任を得られ、めでたく当選されました。改めまして、心よりお祝いを申し上げさせていただきます。

先ほど、正副議長を初め、各常任委員、一部事務組合議員等の議会構成を滞りなく決めていただきました。どうか議員の皆様方におかれましては、新議長のもとに結束されまして、さらなる村政発展のために特段のご尽力とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

我が鳴沢村では、俗に言われる与党、野党はないと思っております。皆様方のご指導をお願い申し上げます。住民のための村政にご尽力いただきますようお願い申し上げます。

本臨時議会での審議をお願い申し上げる議題は、鳴沢村税条例の一部改正する条例を定める専決処分の承認を求める件と、鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件でございます。どうか慎重審議の上、ご決定くださいますようお願い申し上げます。簡単ではありますが、本臨時議会に当たっての挨拶とさせていただきます。どうかよろしく願いいたします。

---

**◎日程第 1 3 承認第 1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件**

**議長（小林昭一君）** 日程第 1 3、承認第 1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提案理由の説明を求めます。税務課長。

**税務課長（渡辺英博君）** 承認第 1 号鳴沢村税条例の一部を改正する条例を定める専決処分につき承認を求める件につきまして、専決処分理由の説明を申し上げます。

この条例につきましては、地方税法等の一部を改正する法律

(平成31年法律第2号)等が平成31年3月29日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、関連する村税条例の整備を行う必要があり、地方自治法第179条第1項の特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことから、専決処分を行ったものであります。

ページをめくっていただき、1ページの新旧対照表をごらんください。

税条例の改正内容についてご説明させていただきますが、引用条項の整理や字句の訂正、内容が重複するものなどにつきましては割愛させていただきますので、ご理解をお願いいたします。

1ページの第34条の7をごらんください。

こちらはふるさと納税制度の見直しにより、これまでどの地方団体に寄附金を支出したとしても特例的な税額の控除が受けられていましたが、見直し後の制度においては、一定の基準に適合する団体として、総務大臣が地方財政審議会の意見を聞いた上で指定した団体に対する寄附金が、これまでと同じ特例的な税額控除の対象となるものです。

2ページの附則第7条の3の2をごらんください。

(「税務課長、ちょっといいですか」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 間もなく午後5時となりますが、本日の会議時間は、議事の都合によりあらかじめこれを延長します。

どうぞ、すみません、続けてください。

**税務課長(渡辺英博君)** こちらは所得税の住宅ローン控除の改正により延長される控除期間において所得税から控除しきれない額について、現行制度と同じ控除限度額の範囲内で個人住民税から控除するものであり、納税通知書が送達されるときまでに提出された申告書において、住宅ローン控除に関する事項の記載があること等の要件を不要とするものであります。



10ページの第10条の3をごらんください。

こちらは昨年7月に発生した西日本豪雨被害など近年相次ぐ豪雨被害等を軽減、抑止することは喫緊の課題であるため、高規格堤防の整備に伴う建てかえ家屋に係る固定資産税の減額措置の適用を受けようとする者がすべき申告についての規定であります。

13ページの第16条をごらんください。

こちらは軽自動車税の税率の特例です。第1項で、グリーン化を進める観点から、最初の新規検査年月から13年を経過した環境負担の大きい軽自動車に対して、平成28年度から標準税率よりおおむね20%の増税となっているもので、平成31年も引き続き課税されるものであります。

18ページの別記1、改正後（案）をごらんください。

こちらは先ほど説明しました、最初の新規検査年月から13年を経過した環境負担の大きい軽自動車に対して、標準税率よりおおむね20%の増税となっているものであります。真ん中の欄が標準税率で、右側の欄が重課税率であります。

20ページをごらんください。

こちらは環境性能のすぐれた軽自動車等の普及を促進するため、最初の新規検査を受けた軽自動車等について、翌年度分の軽自動車税に限り、環境性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例が平成28年度から導入されているもので、真ん中の欄が標準税率で、右側の欄が経過税率です。

別記5は、電気自動車、天然ガス軽自動車等でおおむね75%軽減、別記6、別記7は、燃費性能に応じておおむね50%軽減とおおむね25%軽減の税額となっております。

24ページの第15条の2をごらんください。

こちらは消費税引き上げに伴う軽自動車税の取得時の負担感を

緩和するため、平成31年10月1日から平成32年9月30日までの間に自家用乗用車を取得した場合、現行の自動車取得税にかわって消費税が10%に上がるタイミングで導入される予定の新税である環境性能割の税率を1%分軽減するため、本来1%の環境性能割が課税される燃費基準値達成度の軽自動車に対して環境性能割が非課税に、26ページの第15条の6では、本来2%の環境性能割が課税される燃費基準値達成度の軽自動車に対して、環境性能割が1%と軽減されるものであります。

27ページの第16条第2項から28ページ、第3項、第4項をごらんください。

こちらは環境性能のすぐれた軽自動車等の普及を促進するため、最初の新規検査を受けた軽自動車等について、翌年度分の軽自動車税に限り、燃費性能に応じて税率を軽減するグリーン化特例を平成32年度分及び平成33年度分も現行制度を2年間延長するものであります。

32ページの第24条をごらんください。

こちらは子供の貧困に対応するため、事実婚状態でないことを確認した上で支給される児童扶養手当の支給を受けているひとり親を村民税の非課税措置の対象者に追加するものです。

33ページの第16条第5項をごらんください。

平成33年度及び平成34年度に新規取得した軽自動車について、現行対象としている軽自動車のうち、電気自動車及び天然ガス軽自動車に限って、税率をおおむね75%軽減する特例措置を当該取得の翌年度に講ずるものです。

最後に、35ページの附則の第1条で、施行期日として、この条例は、平成31年4月1日から施行するものであります。ただし、第1号から第5号に掲げる規定は、当該各号に定める日

から施行するものであります。

以上で承認第1号の専決処分理由の説明を終了します。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

これより質疑に入ります。質疑はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 討論なしと認めます。

これより承認第1号を採決いたします。

本案は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。したがって、承認第1号は原案のとおり承認されました。

---

#### ◎日程第14 同意第2号鳴沢村監査委員の選任に同意を求め める件

**議長（小林昭一君）** 日程第14、同意第2号鳴沢村監査委員の選任に同意を求めめる件を議題といたします。

議案の朗読を省略して、提出者から提案理由の説明を求めます。

鳴沢村長 小林 優君。

**村長（小林 優君）** 同意第2号鳴沢村監査委員の選任に同意を求める件について、提案理由をご説明申し上げます。

議会選出監査委員が欠員となっていることを受け選任するものですが、鳴沢村786番地、三浦直樹氏を選任したいと思えます。

ご存じのように、人格が高潔で、普通地方公共団体の財務管理、行政運営に関してすぐれた識見を持ち、適任と認められますので、地方自治法第196条第1項の規定により、議会の同意を求めるものであります。

ご審議の上、ご同意いただきますようお願い申し上げます。

**議長（小林昭一君）** 以上で提案理由の説明を終わります。

ここで、地方自治法第117条の規定により、三浦直樹君の退場を求めます。

（6番 三浦直樹君 退場）

**議長（小林昭一君）** これより質疑に入ります。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 質疑なしと認めます。

お諮りいたします。

この際、委員会付託を省略したいと思えます。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 異議なしと認めます。よって、これを省略することに決定しました。

これから討論に入ります。

まず、原案に反対者の発言を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）

**議長（小林昭一君）** 討論なしと認めます。

これより同意第2号を採決いたします。

この採決は起立によって行います。

本案は原案のとおり同意することに賛成の議員の起立を求めます。

(賛成者起立)

**議長(小林昭一君)** 起立全員です。よって、本案は原案のとおり同意することに決定しました。

三浦直樹君、入室願います。

(6番 三浦直樹君 入室)

**議長(小林昭一君)** 三浦直樹君に報告いたします。

本案は原案のとおり同意されました。

---

**議長(小林昭一君)** ここで、先ほどの休憩中に開催された委員会の委員長より、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されました。

お諮りいたします。

この際、委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題としたいと思っております。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、委員会の閉会中の継続調査の件を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定しました。

---

### ◎追加日程第1 委員会の閉会中の継続調査の件

**議長(小林昭一君)** 追加日程第1、委員会の閉会中の継続調査の件を議題といたします。

議会運営委員長、総務教育厚生常任委員長、建設産業経済常任

委員長、広報常任委員長から、会議規則第71条の規定により、委員会の閉会中の継続調査申出書が提出されております。

お諮りいたします。

各委員長の申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

---

**議長(小林昭一君)** 以上で本臨時会に付議された案件の審議は全て終了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第41条の規定による整理を議長に委任されたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

**議長(小林昭一君)** 異議なしと認めます。よって、本臨時会に付議された事件について、その整理を議長に委任することに決定しました。

これにて、令和元年第1回鳴沢村議会臨時会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

閉会 午後5時14分

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

令和元年5月13日

臨時議会議長

議会議長

署名議員

署名議員